平成２１年（フ）第１９６号
富山県砺波市安川1347番地
破産者　河原　　誠
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２２９号
富山県高岡市戸出町１丁目６番19号
破産者　徳川工務店こと　徳川　十一
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２６２号
富山県射水市八塚1211番地、開始決定時の住所富山県高岡市戸出町１丁目６番19号
破産者　徳川　數江
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１４１号
長野市大字中御所174番地３
破産者　伊東　　仁
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
奈良県吉野郡吉野町大字峰寺383番地
破産者　南谷　延昭
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第３８号
鹿児島県南九州市川辺町中山田234番地
破産者　上野　健一
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第８６０号
埼玉県桶川市北１丁目19番17号
破産者　佐藤美夕紀こと　佐藤由美子
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８７５号
埼玉県川口市飯塚４丁目14番21号　進正飯塚コーポ103号、旧住所埼玉県川口市原町10番２―210号　プランヴェール川口
破産者　張替　勝美
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９２８号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿789番地
破産者　角　毅一郎
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９６４号
さいたま市中央区鈴谷４丁目11番15号　コーポサミール302号
破産者　刑部　　裕
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６９号
埼玉県上尾市愛宕２丁目17番５号　パークマンション上尾101
破産者　白川　誠司
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７１号
さいたま市緑区馬場２丁目21番地34
破産者　入江　英夫
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８２６号
埼玉県川越市大字小ケ谷201―１　レオパレス21楓104、住民票上の住所埼玉県川越市大字的場1974番地５
破産者　石田　知弘
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４７号
埼玉県川越市岸町１丁目47番地６、破産手続開始決定時の住所埼玉県川越市西小仙波町２丁目22番地１　レクセル本川越201号室
破産者　伊藤　源一
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４８号
埼玉県川越市岸町１丁目47番地６、破産手続開始決定時の住所埼玉県川越市西小仙波町２丁目22番地１　レクセル本川越201号室
破産者　伊藤　純子
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５４３号
埼玉県川越市大字今福2913番地９
破産者　山脇　徹夫
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６０号
長野県佐久市中込1951番地２
破産者　高瀬　　明
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第７５号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字松堂263番地２
破産者　菊地　　茂
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１１２号
岩手県奥州市水沢区姉体町字五輪７番地
破産者　吉田　　加
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部